

国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会規則

	〔平成16年4月1日〕
	規則第5号
改正	平成22年4月15日
	規則第8号
	平成23年3月22日
	規則第20号
	平成27年3月27日
	規則第16号
	令和4年2月2日
	規則第5号
	令和5年3月16日
	規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（以下「通則」という。）第22条第3項の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事
 - (3) 副学長（学長から校務をつかさどる命令を受けた者に限る。）
- 2 前項各号に掲げる者のほか、教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める評議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 附属図書館長
 - (2) スポーツイノベーション推進機構長及び部門の長
 - (3) 学内共同教育研究施設の長
 - (4) 保健管理センター所長
- 3 前2項に掲げる者のほか、教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する評議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 副学長
 - (2) 学長補佐
 - (3) 各系主任及び系副主任
 - (4) 各常任委員会委員長
 - (5) 事務局長

(審議事項)

第3条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（法人が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項（法人の経営

に関するものを除く。)

- (2) 中期計画（通則第27条第1項に規定する中期計画をいう。）に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (3) 学則（経営に関する部分を除く。）、その他教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

（運営）

第4条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を主宰する。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、予め学長が指名する理事が、その職務を代行する。

4 教育研究評議会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

5 教育研究評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の規定にかかわらず、前条第4号に規定する事項のうち、配置換、出向、降任、解雇及び懲戒にかかる議決は、出席した評議員の3分の2以上とする。

7 教育研究評議会は、月1回の定例会の他、必要に応じて開催する。

8 議長は、会議の日時及び提出議案を、原則として1週間前（緊急の場合は、遅くとも前日）までに、教育研究評議会の評議員に通知するものとする。

（議案の提出）

第5条 議案は、原則として学長が提案する。

2 教育研究評議会の評議員は、議案を教育研究評議会に提案することができる。この場合、5人以上の連署を必要とし、その理由を付し、予め学長に提出しなければならない。

（評議員以外の出席等）

第6条 監事は、教育研究評議会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

2 議長が必要と認めたときは、評議員以外の者を教育研究評議会に出席させ意見を述べさせることができる。

（報告）

第7条 学長は、役員会及び経営協議会で決定した事項については、報告事項として教育研究評議会に報告するものとする。

2 教育研究評議会に決定した事項及び報告された事項については、系主任は系会議において報告するものとする。

(事務)

第8条 教育研究評議会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営について必要な事項は、教育研究評議会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平22.4.15規則第8号)

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平23.3.22規則第20号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平27.3.27規則第16号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令4.2.2規則第5号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令5.3.16規則第8号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。